

立憲民主党提出の低所得の子育て世帯へ給付金を支給する法律案

立憲民主党提出の法律案		政府の対応
<p>【第201回国会】令和2年5月15日提出 児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案（尾辻かな子君外10名提出、衆法第15号）</p> <p>児童扶養手当受給者に、半年の間、児童扶養手当（全部支給）に相当する額の給付金を支給する</p>	<p>実現</p>	<p>令和2年度第2次補正予算で対応（令和2年6月に国会提出）</p> <p>低所得のひとり親世帯へ臨時特別給付金を支給。具体的には、①児童扶養手当受給世帯等へ1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円、②収入が減少した児童扶養手当受給世帯等へ1世帯5万円を支給</p>
<p>【第203回国会】令和2年11月16日提出 低所得であるひとり親世帯に対する緊急の支援に関する法律案（長妻昭君外8名提出、衆法第3号）</p> <p>政府が令和2年度第2次補正予算で対応した①を再支給する</p>	<p>実現</p>	<p>令和2年度予備費で対応（令和2年12月に支給決定）</p> <p>低所得のひとり親世帯へ臨時特別給付金を支給。具体的には、上記の①児童扶養手当受給世帯等へ1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を再支給</p>
<p>【第204回国会】令和3年1月22日提出 児童の属する低所得者世帯に対する緊急の支援に関する法律案（逢坂誠二君外9名提出、衆法第2号）</p> <p>政府が令和2年度予備費で対応した①を2回支給する（ふたり親世帯を対象に追加）</p>	<p>実現</p>	<p>令和2年度予備費で対応（令和3年3月に支給決定）</p> <p>低所得の子育て世帯へ「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給。具体的には、児童扶養手当受給世帯等へ児童1人当たり5万円を支給（ふたり親世帯も対象）</p>
<p>【第204回国会】令和3年6月3日提出 低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案（池田真紀君外10名提出、衆法第29号）</p> <p>政府が令和2年度予備費で対応した「子育て世帯生活支援特別給付金」を再支給する（ふたり親世帯も対象）</p>	<p>実現</p>	<p>令和3年度予備費・令和3年度第1次補正予算で対応（令和3年11月に支給決定）</p> <p>子育て世帯へ臨時特別給付を行う。具体的には、児童を養育している年収960万円以上の世帯を除き、高校3年生までの子ども1人当たり10万円相当を給付</p>
<p>(参考) 【第208回国会】令和4年4月8日 立憲民主党「生活安全保障のための緊急経済対策」 低所得子育て世帯に臨時的給付金（5万円）を支給する</p>	<p>実現</p>	<p>令和4年度予備費で対応（令和4年4月に支給決定）</p> <p>低所得の子育て世帯へ「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給。具体的には、児童扶養手当受給世帯等へ児童1人当たり5万円を支給（ふたり親世帯も対象）</p>